

訪問型サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位	
種類	項目							
A2	1111	訪問型サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合		1,176	1月につき	
A2	2111	訪問型サービス11 日割				39	1日につき	
A2	1211	訪問型サービス12		(2) 1週に2回程度の場合		2,349	1月につき	
A2	2211	訪問型サービス12 日割				77	1日につき	
A2	1321	訪問型サービス13		(3) 1週に2回を超える程度 の場合		3,727	1月につき	
A2	2321	訪問型サービス13 日割				123	1日につき	
A2	C211	訪問型高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	(1) 1週に1回程度の場合		-12	1月につき	
A2	C220	訪問型高齢者虐待防止未実施減算11 日割				-1	1日につき	
A2	C212	訪問型高齢者虐待防止未実施減算12		(2) 1週に2回程度の場合		-23	1月につき	
A2	C213	訪問型高齢者虐待防止未実施減算12 日割				-1	1日につき	
A2	C214	訪問型高齢者虐待防止未実施減算13		(3) 1週に2回を超える程度 の場合		-37	1月につき	
A2	C215	訪問型高齢者虐待防止未実施減算13 日割				-1	1日につき	
A2	6001	訪問型サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等 にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位の 10%減算		1月につき
A2	6003	訪問型サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位の 15%減算		
A2	6002	訪問型サービス同一建物減算3		同一建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位の 12%減算		
A2	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の 15%加算		1月につき
A2	8001	訪問型サービス特別地域加算日割				所定単位数の 15%加算		1日につき
A2	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における 小規模事業所加算			所定単位数の 10%加算		1月につき
A2	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の 10%加算		1日につき
A2	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者への サービス提供加算			所定単位数の 5%加算		1月につき
A2	8111	訪問型サービス中山間地域等提供加算日割				所定単位数の 5%加算		1日につき
A2	4001	訪問型サービス初回加算	チ 初回加算			200単位加算	200	1月につき
A2	4003	訪問型サービス生活機能向上加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算	生活機能向上連携加算(Ⅰ)		100単位加算	100	
A2	4002	訪問型サービス生活機能向上加算Ⅱ		生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200単位加算	200	
A2	6102	訪問型サービス口腔連携強化加算	口腔連携強化加算				50	1回につき
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 137/1000 加算			1月につき
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/1000 加算			
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算			
A2	6278	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1000 加算			
A2	6279	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000 加算			
A2	6281	訪問型サービスベースアップ等支援加算	介護職員等ベースアップ等支援加算	介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の24/1000 加算			

※赤色⇒廃止、黄色⇒変更